

北海道ブロック戦略懇話会設置規約

(目的)

第1条 北海道ブロックにおける社会資本整備重点計画（以下、「重点計画」という。）の策定に当たり、北海道における社会資本に関する現状と課題、目指すべき将来像、社会資本整備の重点事項等に関して、地方公共団体や産業界、有識者等の意見を聴くため、北海道ブロック戦略懇話会（以下、「戦略懇話会」という。）を設置する。

(議題)

第2条 戦略懇話会の議題は次のとおりとする。

- (1) 重点計画に関すること。
- (2) その他重点計画の策定に必要な事項に関すること。

(構成員)

第3条 戦略懇話会の構成員は、別表1のとおりとする。

(座長)

第4条 戦略懇話会に、座長を置く。

- 2 座長は、会務を総理し、戦略懇話会を代表する。
- 3 座長は、互選する。

(招集)

第5条 戦略懇話会は、座長が招集する。

(専門部会)

第6条 戦略懇話会に専門部会を置く。

- 2 専門部会は、戦略懇話会に関する事項のうち、重点計画について必要な検討を行い、戦略懇話会を補佐する。
- 3 専門部会の構成員は、別表2のとおりとする。

(事務局)

第7条 戦略懇話会に事務局を置く。

- 2 事務局の庶務は、北海道開発局及び北海道運輸局が共同で処理する。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、第1条の目的を達成するため必要な事項は、戦略懇話会に諮り別に定める。

附 則 この規約は、平成21年6月10日から施行する。

附 則 この規約は、平成28年2月19日から施行する。

別表 1（戦略懇話会の構成員）

北海道知事
札幌市長
北海道市長会長
北海道町村会長
北海道経済連合会会長
一般社団法人北海道商工会議所連合会会頭
北海道経済同友会代表幹事
北海道商工会連合会会長
公益社団法人北海道観光機構会長
日本銀行札幌支店長
北海道農業協同組合中央会会長
北海道林業協会会長
一般社団法人北海道水産会代表理事会長
国立大学法人北海道大学総長
国立大学法人小樽商科大学学長
学校法人北海学園理事長
北海道総合通信局長
北海道経済産業局長
国土地理院北海道地方測量部長
北海道開発局長
北海道運輸局長
東京航空局長
気象庁札幌管区气象台長
海上保安庁第一管区海上保安本部長

別表 2（専門部会の構成員）

北海道総合政策部長
札幌市市長政策室長
国土地理院北海道地方測量部次長
北海道開発局開発監理部次長
北海道運輸局交通政策部長
東京航空局空港部長
気象庁札幌管区气象台総務部長
海上保安庁第一管区海上保安本部交通部長